

令和6年12月3日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和6年第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 7 5 号	令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 8 号）	－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 7 6 号	令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正 予算（第 3 号）	－ 補 正 予 算 書 9 ペ ー ジ －
議案第 7 7 号	令和 6 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 13 ペ ー ジ －
議案第 7 8 号	令和 6 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号）	－ 補 正 予 算 書 17 ペ ー ジ －
議案第 7 9 号	令和 6 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号 ）	－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
議案第 8 0 号	令和 6 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ －
議案第 8 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理について	－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
議案第 8 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理について	－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
議案第 8 3 号	杵築市職員の給与の特例に関する条例の廃止につい て	－ 議 案 書 10 ペ ー ジ －

議案第 8 4 号 杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 12 ペ ー ジ －

議案第 8 5 号 杵築市市有施設整備基金条例の一部改正について
－ 議 案 書 15 ペ ー ジ －

議案第 8 6 号 杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について
－ 議 案 書 17 ペ ー ジ －

議案第 8 7 号 事務の委託の廃止に関する協議について
－ 議 案 書 25 ペ ー ジ －

議案第 8 8 号 立石地区農産物直売所の指定管理者の指定について
－ 議 案 書 26 ペ ー ジ －

報告第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度杵築市一般会計補正予算 (第 7 号))
－ 議 案 書 28 ペ ー ジ －

議案第 8 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

(杵築市監査委員条例の一部改正)

第1条 杵築市監査委員条例（平成17年杵築市条例第8号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2
の9第3項」に改める。

(杵築市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」
を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 杵築市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年杵
築市条例第72号）第7条
- (2) 杵築市水道事業の設置等に関する条例（平成17年杵
築市条例第217号）第5条
- (3) 杵築市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成1
7年杵築市条例第218号）第6条
- (4) 杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例（平成2
2年杵築市条例第37号）第7条

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律
第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第 8 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(杵築市情報公開条例の一部改正)

第1条 杵築市情報公開条例（平成17年杵築市条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 杵築市個人情報保護法施行条例（令和5年杵築市条例第
3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改め
る。

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例
第41号）の一部を次のように改正する。

第25条第3号及び第4号並びに第26条第1項第1号及び
第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 杵築市職員の退職手当に関する条例（平成17年杵築市
条例第45号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し
及び同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条
第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
の一部改正)

第5条 杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する
条例（平成24年杵築市条例第34号）の一部を次のように改

正する。

第 6 条第 1 号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部改正)

第 6 条 杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例（平成 18 年杵築市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市消防団条例の一部改正)

第 7 条 杵築市消防団条例（平成 17 年杵築市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 8 条 杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年杵築市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杵築市文化財保護条例の一部改正)

第 9 条 杵築市文化財保護条例（平成 17 年杵築市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条及び第 47 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期の者に限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例第２６条第１項第１号及び第４条の規定による改正後の杵築市職員の退職手当に関する条例第１９条第１項第１号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 8 3 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の廃止について

杵築市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成２５年杵築市条例第４８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年１月１日から施行する。

議案第 8 4 号

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ
いて

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の退職手当に関する条例（平成１７年杵築市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「第５６条の２第３項」を「第５６条の３第３項」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第７項中「附則別表第１」を「附則別表」に改める。

附則第８項中「第３５条」を「第３５条の２」に改める。

附則第１０項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 附則第７項及び第８項の改正規定 公布の日

（２） 第１６条第１１項第４号及び第１４項並びに附則第１０項の改正規定 令和７年４月１日

（経過措置）

- 前項第２号に掲げる改正規定による改正後の杵築市職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第１６条第１１項第４号（同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第２条第１項

に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 8 5 号

杵築市市有施設整備基金条例の一部改正について

杵築市市有施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市市有施設整備基金条例の一部を改正する条例

杵築市市有施設整備基金条例（平成１７年杵築市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市有施設を整備するため」を「市有施設の新設、改修、更新、除却等を行うため」に改める。

第６条中「市有施設を整備するため必要な財源に充てる場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- （１） 市有施設の新設、改修、更新等に要する経費の財源に
充てる場合
- （２） 市有施設の除却に要する経費の財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 6 号

杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

杵築市道路占用料徴収条例（平成１７年杵築市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき	６００
	第２種電柱	１年	９２０
	第３種電柱		１，２００
	第１種電話柱		５４０
	第２種電話柱		８６０
	第３種電話柱		１，２００
	その他の柱類		５４
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき	５
	地下に設ける電線その他の線類	１年	３
	路上に設ける変圧器	１個につき １年	５３０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき １年	３２０
	変圧塔その他これに類する	１個につき	１，１００

	もの及び公衆電話所	1 年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 5 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 5 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 , 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 3
	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		3 2
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		4 8
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		6 4
	外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの		9 7
	外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの		1 3 0
	外径が 0 . 4 メートル以上		2 3 0

	0. 7メートル未満のもの				
	外径が0. 7メートル以上 1メートル未満のもの				3 2 0
	外径が1メートル以上のもの				6 4 0
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき 1年	3
			その他のもの		1 1
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	8 6 0
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5 4 0	
		地下に設けるもの		3 2 0	
	その他のもの				1, 1 0 0
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1
法第32	地下街	階数が1のもの		平方メートル	Aに0. 0

条第 1 項 第 5 号に 掲げる施 設	及び地 下室		ルにつき 1 年	0.4 を乗じ て得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.0 06 を乗じ て得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.0 07 を乗じ て得た額
	上空に設ける通路			270
	地下に設ける通路			160
	その他のもの			1, 100
法第 32 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	5
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	55
政令第 7 条第 1 号 に掲げる 物件	看板（ アーチ である ものを 除く。 ）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	55
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	550

標識		1本につき 1年	860
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1日	5
	その他のもの	1本につき 1月	55
幕（政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く 。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	5
	その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	55
アーチ	車道を横断するもの	1基につき	550
	その他のもの	1月	270
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1	1, 100
政令第7条第3号に掲げる施設		平方メート ルにつき1 年	Aに0.0 31を乗じ て得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メート	55
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		ルにつき1 月	110

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.0 31を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.0 25を乗じて 得た額
政令第7 条第13 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。 ）の路面下に設けるもの	Aに0.0 22を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.0 22を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.0 31を乗じて 得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.0 31を乗じて 得た額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 87 号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日限りで杵築市と大分市、別府市、由布市、九重町、日出町、中津市、宇佐市、国東市、竹田市、佐伯市、豊後大野市、臼杵市、津久見市、玖珠町、豊後高田市及び日田市との間で各々締結した証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

議案第 88 号

立石地区農産物直売所の指定管理者の指定について

次のとおり立石地区農産物直売所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
立石地区農産物直売所
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社峠たていしの館出荷組合
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字立石 2 4 3 1 番地 3
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

報告第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 7 号）・・・別冊

